

公益財団法人日本セーリング連盟

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の評議員、役員、専門委員会委員、職員（以下、「役・職員」という。）、連盟会員、連盟加盟団体、連盟特別加盟団体、連盟加盟のクラブ等の団体（以下、「連盟加盟団体等」という。）及びその他連盟の活動に関与する者の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、連盟の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員及び連盟会員の範囲)

第2条 この規程において役・職員とは、連盟定款第11条に規定する評議員、同第21条に規定する理事・監事、同第28条に規定する名誉会長等、同第38条規定する専門委員会委員、同第41条に規定する最高審判委員会委員、同第47条に定める事務局職員をいう。

2 この規程において、連盟会員とは、定款第40条に規定する会員をいう。

(連盟加盟団体等の範囲)

第3条 この規程において連盟加盟団体等とは、定款第39条第2項に規定する加盟団体、同条第3項に規定する特別加盟団体、クラブ等の団体の加盟に関する規則第1条に規定する団体をいう。

(その他連盟の活動に関与する者の範囲)

第4条 この規程においてその他連盟の活動に関与する者とは、国際セーリング連盟競技規則の支援者をいう。支援者とは、具体的には、次に掲げる者をいう。

- (1) 競技に物理的または助言的サポートを提供する、または提供することができる人物。コーチ、トレーナー、マネージャー、チーム・スタッフ、医師、医療補助員、または競技中もしくはその準備のために競技者とともに働いたり、治療したり、援助したりするその他の人物、すべてを含む。
- (2) 競技者の親または保護者。

(役・職員、連盟会員、連盟加盟団体等及びその他連盟の活動に関与する者の基本的責務)

第5条 役・職員、連盟会員、連盟加盟団体等及びその他連盟の活動に関与する者は、連盟定款第3条に規定する「目的」を達成するため、連盟の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員、連盟会員及びその他連盟の活動に関与する者の遵守事項)

第6条 役・職員、連盟会員及びその他連盟の活動に関与する者は、法令、定款又は諸規程に違反する行為を行ってはならない。

- 2 役・職員、連盟会員及びその他連盟の活動に関与する者は、暴力、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドーピング等薬物乱用、差別、違法賭博、八百長等スポーツ・インテグリティ（スポーツの高潔性）を害する行為を絶対に行ってはならない。
- 3 役・職員、連盟会員及びその他連盟の活動に関与する者は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 4 役・職員、連盟会員及びその他連盟の活動に関与する者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要してはならない。

- 5 役・職員、連盟会員及びその他連盟の活動に関与する者は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 6 役・職員、連盟会員及びその他連盟の活動に関与する者は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(連盟加盟団体等の遵守事項)

第7条 連盟加盟団体等は、法令、定款又は諸規程に違反する行為を行ってはならない。

- 2 連盟加盟団体は、当該団体内部において前条第2項以下の行為を防止する体制を整備しなければならない。

(懲戒の種類及び内容)

第8条 本規程に違反した場合を含め、本連盟における懲戒の種類及び処分内容は、次のとおりとする。

(1) 評議員

- ①除名 定款第12条に基づき評議員としての地位を剥奪する
- ②退会勧告 退会を勧告する
- ③譴責 文書で注意を行い厳に戒める
- ④戒告 注意を行い戒める

(2) 役員

- ①解任 定款第26条に基づき役員のを解く
- ②降格 下位の役職に変更し、又は業務執行理事のを解く
- ③譴責 文書で注意を行い厳に戒める
- ④戒告 注意を行い戒める

(3) 専門委員会委員

- ①解任 専門委員会委員のを解く
- ②無期の登録資格の停止 専門委員会委員としての資格を無期限に停止する
- ③有期の登録資格の停止 専門委員会委員としての資格を、3年を超えない期間停止する
- ④降格 下位の役職に変更する
- ⑤譴責 文書で注意を行い厳に戒める
- ⑥戒告 注意を行い戒める

(4) 連盟会員

- ①除名 連盟会員としての地位を剥奪する。
- ②無期の登録資格の停止 専門委員会委員としての資格を無期限に停止する
- ③有期の登録資格の停止 専門委員会委員としての資格を、3年を超えない期間停止する
- ④大会等への出場停止 連盟が主催、共催、公認、後援をする大会・競技会・レースへの出場を、1年を超えない期間停止する
- ⑤譴責 文書で注意を行い厳に戒める
- ⑥戒告 注意を行い戒める

(5) 支援者

国際セーリング競技規則第69条における制裁に加え、以下の処分を加える。

- ①永久追放 本連盟に関する一切の活動から永久に追放する
- ②無期の活動の停止 支援者としての活動を無期限に停止する
- ③有期の活動の停止 支援者としての活動を、3年を超えない期間停止する
- ④大会等での活動停止 連盟が主催、共催、公認、後援をする大会・競技会・レース

における活動を、1年を超えない期間停止する

⑤譴責 文書で注意を行い厳に戒める

⑥戒告 注意を行い戒める

(6) 連盟加盟団体、連盟特別加盟団体及び連盟加盟のクラブ等の団体

①除名 連盟加盟団体、連盟特別加盟団体及び連盟加盟のクラブ等の団体としての地位を剥奪する

②無期の登録資格の停止 連盟加盟団体、連盟特別加盟団体及び連盟加盟のクラブ等の団体としての資格を無期限に停止する

③有期の登録資格の停止 連盟加盟団体、連盟特別加盟団体及び連盟加盟のクラブ等の団体としての資格を、3年を超えない期間停止する

④譴責 文書で注意を行い厳に戒める

⑤戒告 注意を行い戒める

2 本連盟は、処分を受ける者に対し、必要に応じ、始末書、誓約書等の提出を命ずることができ
る。ただし、特に情状酌量の余地があるか、又は改悛の情が明らかであると認められる場合
は、懲戒を免じて訓戒に止めることがある。

(倫理委員会の設置)

第9条 この規程の実効性を確保するため、連盟倫理委員会を設置する。

2 連盟倫理委員会は、連盟常任委員会がその任にあたる。

3 連盟倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(役・職員及び連盟会員、連盟加盟団体等及びその活動に関与する者がこの規程に違反した場合の対処
等)

第10条 役・職員及び連盟会員、連盟加盟団体等及びその活動に関与する者に、この規程に違反する行
為を行ったおそれがあると認められる場合又は違反した場合の対処は、連盟倫理委員会の所管
事項とする。

2 前条の場合の手続きは、懲戒規程において定める。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、連盟理事会の承認を得て別に定める。

附則

1. この規程は、2013年3月2日から施行する。

2. この規程は、2013年6月15日改訂施行する。

3. この規程は、2021年2月27日改訂施行する。